

令和 6 年 6 月 28 日

城陽市議会議長
小松原 一 哉 様

提出者	城陽市議会議員
乾	秀 子
藤 田	千佐子
宮 園	智 子
澤 田	扶美子
一 瀬	裕 子
相 原	佳代子
若 山	憲 子

議 案 提 出 書

下記の意見書案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

記

意見書案第 1 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書
-----------	-------------------------------------

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

昭和54年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は昭和60年、この条約を批准した。令和5年現在、189カ国が批准している。

さらに平成11年、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、平成12年12月に発効している。令和5年現在、条約批准189カ国中115カ国が選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続きを尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し、法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響力は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものであるが、男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2024」で、日本は146カ国中118位となっている。

よって、国におかれては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた検討を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 6月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 様
参議院議長	尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
総務大臣	松 本 剛 明 様
外務大臣	上 川 陽 子 様
内閣官房長官	林 芳 正 様

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 加 藤 鮎 子 様

城陽市議会議長 小松原 一 哉